

○地方卸売市場の認定等に関する規則

令和2年2月20日規則第5号

地方卸売市場の認定等に関する規則をここに公布する。

地方卸売市場の認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条の規定により知事が行う地方卸売市場の認定等に関する規則（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。）

(認定申請書)

第2条 法第13条第2項に規定する申請書は、認定申請書（別記様式第1号）によるものとする。ただし、省令に規定する様式による申請を妨げない。

(認定証の交付)

第3条 知事は、法第13条第1項の規定による認定をしたときは、当該認定をした者に対し、地方卸売市場認定証（別記様式第2号。以下この条において「認定証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により認定証の交付を受けた者が、当該認定証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、認定証の再交付を受けることができる。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、認定証再交付申請書（別記様式第3号）により申請しなければならない。

(事業報告書)

第4条 法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の事業報告書は、事業年度ごとに、事業報告書（別記様式第4号。ただし、漁業協同組合にあっては、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）の規定に定める様式）により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、地方卸売市場の開設者（以下「開設者」という。）に提出しなければならない。ただし、省令に規定する様式による報告を妨げない。

(変更の認定申請書)

第5条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により変更の認定を受けようとする開設者は、認定事項の変更に係る認定申請書（別記様式第5号）により申請しなければならない。ただし、省令に規定する様式による申請を妨げない。

(軽微な変更)

第6条 省令第26条の規定に基づき県が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項の変更（開設者の変更を伴うものを除く。）
- (2) 法第13条第2項第2号に掲げる事項の変更
- (3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10パーセント以内を増減するもの
- (4) 法第13条第2項第4号に掲げる事項のうち、当該地方卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更
- (5) 法第13条第2項第5号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の30パーセント以上を減少するものを除く。）
- (6) 法第13条第2項第6号に掲げる事項の変更
- (7) 法第13条第2項第7号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）
- (8) 省令第17条第2項に定める事項の変更
- (9) 業務規程の変更（法第13条第5項第3号イからニまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

(変更の届出)

第7条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項の規定による届出は、当該変更

の日の 30 日後までに認定事項の軽微な変更に係る届出書（別記様式第 6 号）により行わなければならない。ただし、省令に規定する様式による届出を妨げない。

（休止又は廃止の届出）

第 8 条 法第 14 条において読み替えて準用する法第 7 条の規定による届出は、休止又は廃止の日の 7 日前までに行わなければならない。

（運営状況報告書）

第 9 条 法第 14 条において読み替えて準用する法第 12 条第 1 項の規定による報告は、毎年度経過後 4 月以内に、運営状況報告書（別記様式第 7 号）により行わなければならない。

（検査員証）

第 10 条 法第 14 条において準用する法第 12 条第 3 項の身分を示す証明書は、地方卸売市場立入検査職員証明書（別記様式第 8 号）によるものとする。

（重複する書類の省略）

第 11 条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類について開設者と卸売業者が同一であるときは、重複する提出書類を省略することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。ただし、次項から第 5 項までの規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 62 号。次項及び第 4 項において「改正法」という。）附則第 3 条第 3 項の規定による申請は、認定申請書により行うものとする。

3 前項の場合において、改正法附則第 3 条第 4 項の規定により認定をした場合は、第 3 条第 1 項の規定の例により、認定証を交付するものとする。

4 附則第 2 項の場合において、宮崎県小規模卸売市場条例（昭和 47 年宮崎県条例第 43 号）第 3 条の許可を受けている開設者（次項において「小規模卸売市場開設者」という。）が当該小規模卸売市場について申請するときは、認定申請書のうち、改正法第 1 条の規定による改正後の卸売市場法第 13 条第 2 項第 3 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる事項の記載を省略することができるものとする。

5 附則第 2 項の場合において、小規模卸売市場開設者が当該小規模卸売市場について申請するときは、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成 30 年農林水産省令第 67 号）第 1 条の規定による改正後の卸売市場法施行規則第 17 条第 3 項の規定に掲げる書類のうち、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる書類（第 1 号ニ及びホに掲げる書類を除く。）を除いた書類を添付するものとする。

附 則（令和 4 年 2 月 28 日規則第 8 号）

（施行期日）

1 この規則は、交付の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

附 則（令和 7 年 12 月 15 日規則第 67 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 69 号。次項において「改正法」という。）附則第 11 条第 3 項の規定によ

る申請は、この規則による改正後の地方卸売市場の認定等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第2条又は第5条の規定の例によるものとする。

- 3 改正法附則第11条第4項の規定により認定をした場合（改正法による改正後の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第6条第3項において準用する同法第13条第5項の規定の例により認定する場合を除く。）は、改正後の規則第3条第1項の規定の例により、認定証を交付するものとする。
(用紙に関する経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の地方卸売市場の認定等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。